

## 新型コロナウイルス感染症による出席停止について

新型コロナウイルス感染症は、他の子どもに感染させる恐れのある期間は出席停止となり登園できません。 かかりつけ医と相談の上、適切な措置をとってください。

なお、登園再開にあたっては、この用紙(療養解除届)に保護者様が必要事項を記入し、園に提出をお願いいたします。

令和 年 月 日

## 療養解除届(新型コロナウイルス感染症)

認定こども園柏崎中央幼稚園

	組	園児名		
		保護者名		
1	発症日	<u>-</u>	月	日
2	受診日		月	日
3	症状が軽快した日		月	日
4	登園再開日		月	日
5	受診医療機関			

- ・「症状軽快」とは解熱剤を使用せず解熱し、かつ 呼吸症状が改善傾にあることを言います
- \*新型コロナウイルス感染症は、出席停止期間の基準が定められています、この期間はほかに人い感染させる恐れがあるため、登園することができません。下記表に発症日等を記入し、療養期間を確認してください。 【出席停止期間・・・発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後 | 日を経過するまで】

## 〈確認表〉

Ⅰ 発症後、5日経過した後登園可能となる場合

発症日 0 日目	Ⅰ日目	2日目	3日目	4日目	5 日目	登園開始日
〈例〉 6 / I	6/2	6/3	6/4	6/5 軽快	6/6	6 /7 登園可

2 療養期間が延長となり、症状軽快後 | 日を経過した後登園可能となる場合

発症日 0 日目	Ⅰ日目	2日目	3日目	4日目	5 日目	6日目	7日目	8日目	登園開始日
〈例〉 6 / I	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6 /7	6 /8 軽快	6/9	6/10 登園可

・療養後登園するにあたり、診断時に医師から再受診の指示があった場合はそれに従ってください